

香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第8号

香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する等の規則

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 (1)～(23) 略 <u>(24)</u> 主席主事 <u>(25)</u> 主席技師 <u>(26)</u> ～ <u>(29)</u> 略	1 香川県教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(23) 略 <u>(24)</u> ～ <u>(27)</u> 略
2 略 (1)～(7) 略 <u>(8)</u> 主席主事 <u>(9)</u> 主席技師 <u>(10)</u> ～ <u>(13)</u> 略	2 県立学校の職員(校長及び教員を除く。)の職は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 <u>(8)</u> ～ <u>(11)</u> 略
3 略 (1)～(20) 略 <u>(21)</u> 主席主事 <u>(22)</u> 主席技師 <u>(23)</u> ～ <u>(28)</u> 略	3 前2項に規定する機関以外の機関の職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 <u>(21)</u> ～ <u>(26)</u> 略

(香川県教育委員会事務局等の技能職員の職の設置に関する規則の廃止)

第2条 香川県教育委員会事務局等の技能職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第21号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。